# 福岡県公報

平成26年9月12日 第 3 6 2 8 号

(農山漁村振興課) ……5

# 目 次

告 示 (第789-801号)

○道路の供用の開始	(道路維持課	£)1
○「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブッ	ク」の販売代金	
の収納の事務の委託	(自然環境課	<u>k</u> )2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課	£)2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課	.)2
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣	からの通知	
	(農山漁村振興課	.)2
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣から	の通知	
	(農山漁村振興課	.)3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣から	の通知	
	(農山漁村振興課	.)3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣から	の通知	
	(農山漁村振興課	.)3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣から	の通知	
	(農山漁村振興課	.)4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣から	の通知	
	(農山漁村振興課	.)4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣から	の通知	
	(農山漁村振興課	.)4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣から	の通知	

○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(環境保全課)	5
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	5
○一般競争入札の実施	(高校教育課)	7
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	11
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規	規定に基づく変更の届出	
	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	12
選挙管理委員会		
○政治団体の設立届	(市町村支援課)	13
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	14
○政治団体の解散届	(市町村支援課)	16
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	16
○資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	17
○資金管理団体の指定の取消等の届出	(市町村支援課)	17
公安委員会		
○教習指導員審査の実施について	(警察本部運転免許試験課)	18
告示		

#### 福岡県告示第789号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年9月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

定期発行日 毎週火金曜日 [発行]〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 [作成]〒812-0041 福岡市博多区吉塚八丁目2番15号

(電話 092-643-3028) (電話 092-611-4431)

総務部行政経営企画課社 西日本新聞印刷

福岡県 権 式 会 社

뻮

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝倉	塔 瀬 十文字 線 小 郡	朝倉市佐田4607番1先から 朝倉市佐田4607番7先まで

#### 福岡県告示第790号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物 - 福岡県レッドデータブック2011 - 」、「福岡県の希少野生生物 - 福岡県レッドデータブック2014 - 」、「福岡県の希少野生生物 - 福岡県レッドデータブック2011 - 普及版」及び「福岡県の希少野生生物 - 福岡県レッドデータブック2014 - 普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
(一財) 福岡市市民の森協会	福岡市南区大字桧原855 - 4	平成26年8月1日から 平成27年3月31日まで

#### 福岡県告示第791号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 畑
- 2 区域の所在地 北九州市門司区大字畑字角ノ林、字片宗、字森ノ上、字河内
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
北九州市門司区大字畑字角ノ林	259番 1	1号及び2号
	2408番38	8号
	2408番41	9号
	2408番35	10号
	2408番31	11号
	2408番30	12号
北九州市門司区大字畑字片宗	2414番 1	3号
北九州市門司区大字畑字森ノ上	2456番 1	4号
北九州市門司区大字畑字河内	2401番	5号
	2403番	6号
	2405番	7号

#### 福岡県告示第792号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所 北九州市小倉南区大字頂吉字上神田403の3、403の5
- 2 保安林として指定された目的 水源の瀬養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 福岡県告示第793号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字茸山443の1、443の2、字ヨタケ迫449、字小二川455、字 クエトヲ456

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第794号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和 56 年 10 月 19 日農林水産省告示第 1562 号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 直方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第795号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年9月17日農林水産省告示第1385号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第796号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年9月8日農林水産省告示第1357号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第797号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月21日農林水産省告示第1604号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第798号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年8月25日農林水産省告示第1281号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第799号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
  - 昭和57年10月21日農林水産省告示第1586号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第800号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年10月6日農林水産省告示第1450号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第801号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する要措置区域

糟屋郡久山町大字久原字原2940番、2937番2及び2940番3の各一部

- 2 土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。) 第31 条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
  - ふっ素及びその化合物
- 3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置 当該土地において地下水の水質の測定を行うこと(規則別表第5の1の項の中欄)

# 公 告

#### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 福岡県立小倉工業高等学校県立工業高校産業人材育成事業に係るマシニングセンタ の賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
  - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理 人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量 に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格 の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定による監督又

は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの
- エ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む
- 。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
  - ア 従業員数
  - イ 年間売上高
  - ウ 自己資本金
  - 工 流動比率
  - 才 経営年数
  - カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)
- ク 営業概要表 (様式第5号)
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組 合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- コ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- サ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- シ 役員名簿(様式第9号)
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に あるものに係る評価申請書等(ただし、障害者雇用はキに掲げるもの)
- チ 返信用封筒(392円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手すること

ができる

(2) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年10月2日(木曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時(当該入札に係る仕様申立書を期限までに 提出し、承認を受けた者に限る。)まで随時受け付けるが、この場合には、競争入 札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成 27年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札 に付します。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称

福岡県立小倉工業高等学校

県立工業高校産業人材育成事業に係るマシニングセンタの賃貸借に関する契約

- (2) 契約内容及び特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間

平成27年1月1日から平成32年12月31日まで

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

117号) に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一

般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成25年1月福岡県告示第

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先 福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

3 入札参加資格を得るための申請の方法

(4) 履行場所

入札仕様書による。

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することが できる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

平成26年10月23日(木曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
13	8	サービス業種その他( リース・レンタル)	A A

- (2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の 求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の説明書に示した物品であることを証明す る仕様申立書を下記5に掲げる者へ平成26年10月15日(水曜日)午後3時00分まで に提出して承認を受けた者

么

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)の期間中でない者
- 当該契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県立小倉工業高等学校 〒803-0825 北九州市小倉北区白萩町6-1 (電話番号) 093-571-1738 (FAX番号) 093-581-6761
- 6 契約条項を示す場所5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付

平成26年9月12日(金曜日)から平成26年10月3日(金曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所5の部局とする。
- (2) 提出期限平成26年10月23日(木曜日)午後4時00分
- (3) 提出方法 持参又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。
- 10 開札の場所及び日時
  - (1) 場所

北九州市小倉北区白萩町6-1

福岡県立小倉工業高等学校

(2) 日時

平成26年10月24日(金曜日)午前10時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付 又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上 を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 14 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 15 その他
  - (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
  - (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
  - (5) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) The name of a contract matter

Fukuoka Prefectural Kokura technical high school

The contract for the lease of the machining center according to the

Prefectural Technical High School industrial human resources

Development projects

(2) Time Limit if Tender

4:00PM October 23. 2014

(3) Contract Point for the Notice:

Fukuoka Prefectural Kokura technical high school

6 – 1, Shirahagi-machi, Kokurakita-ku, Kitakyushu-City, 803 – 0825, JAPAN

TEL 093 - 571 - 1738

#### 公告

伊良原土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
緒方 治郎	京都郡みやこ町犀川鐙畑470番地

#### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

申請のあった年月日

平成26年8月15日

\_

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人 風治さつきの会

- (2) 代表者の氏名 宇都宮 誠
- (3) 主たる事務所の所在地 田川市魚町2番30号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、活力あるふるさとづくりのため、様々な取り組みや事業を通じ、青 少年健全育成や地域の安全・安心活動を実施していくとともに、母なる彦山川の河 川環境向上活動など、田川地域の住民に対して、魅力あふれる地域づくりに関する 公益的事業を推進し、もって田川地域の活性化に寄与することを目的とする。

#### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非 営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成26年8月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 特定非営利活動法人予防医療推進協会
- (2) 代表者の氏名 佐々木 さゆり
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡市東区香椎駅東三丁目23-11
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者が健康でハツラツした人生が送れるように、健康情報・病気 予防情報の提供、又はそれに関するセミナーの開催等を通して福祉の向上を図り、 社会に寄与する事を目的とする。

#### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非 営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成26年8月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 特定非営利活動法人なおみの会
- (2) 代表者の氏名 立山 利博
- (3) 主たる事務所の所在地 直方市大字山部751番地31
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に 関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせる街づくりの実 現に寄与することを目的とする。

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字下見22番4、22番5及び22番7並びに筑紫野市美咲26番2から26番8 まで、1001番2から1001番4まで、1023番2、1023番4から1023番8まで及び1027番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市俗明院37-5

社会福祉法人 みらい

理事長 森岡 修

#### 公告

耳納山麓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律 第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
吉岡 義憲	久留米市田主丸町地徳2285番地

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年8月25日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ベスト電器行橋店
- (2) 所在地 行橋市門樋町8-1
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

変り	更 前	変り	臣 後
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場No. 1 (店舗 建物1階)	48台	駐車場No. 1 (店舗 建物1階)	48台
駐車場No. 2(敷地 北側)	17台	駐輪場No. 2(敷地 北側)	17台
駐車場No. 3(敷地西側)	41台	_	_
合計	106台	合計	65台

- 4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変り	<b>毛</b> 前	変	<b>更</b> 後
駐車場No. 1~No. 3	午前9時30分から午 後8時30分	駐車場No. 1~No. 2	午前9時30分から午 後8時30分

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変り	更 前	変	E 後
出入口の数	位置	出入口の数	位置
6	店舗建物北側店舗建物東側店舗建物西側 店舗建物西側 駐車場No. 2 東側 駐車場No. 2 南側 駐車場No. 3 北側	6	店舗建物北側 店舗建物東側 店舗建物西側 駐車場No. 2 東側 駐車場No. 2 南側

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模 小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年9月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日 平成26年8月12日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 (仮称) 行橋西泉複合商業施設
- (2) 所在地 行橋市西泉六丁目2827番1ほか
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社ハローデイ	北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
株式会社ゲオ	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

- 4 大規模小売店舗を新設する日 平成27年4月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 6.367.63平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐	車	場	0)	位	置	収容台数(台)
建物東側						378

#### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

	駐	輪	場	の	位	置	収容台数(台)
A棟南東側							55
A棟北東側							35
B棟北東側							65
C棟北東側							30
合計							185

#### (3) 荷さばき施設の位置及び面積

	荷	さ	ば	き	施	設	0)	位	置	面積(平方メートル)
A棟南西側										52.5
A棟西側										66.5
B棟西側										31.5
C棟北西側										63.0
合計										213.5

#### (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
A棟内南西側	5.76
A棟内西側	12.24
B棟西側	4.87
C棟内北西側	15.16
合計	38.03

#### 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻		
株式会社しまむら	午前10時00分	午後8時00分		
株式会社ゲオ	午前10時00分	午後10時00分		
株式会社ドン・キホーテ	24時間			

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 店舗敷地北東側、東側及び南東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間	带				
荷さばき施設No. 1	24時間					
荷さばき施設No. 2	24時間					
荷さばき施設No. 3	午前6時00分	午後11時00分				
荷さばき施設No. 4	24時間					

## 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

受付期間 平成26年6月1日~6月30日

#### (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等 の区域を単位として 設けられる支部	届出年月日
民主党福岡県第5総支部	大久保 勉	鬼木 崇光	大野城市上大利3-9-14	0	平成26年6月25日

(1団体)

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
江口よしあき後援会	江口 善明	江口 由美子	久留米市荒木町荒木1634-2	平成26年6月2日
大田京子後援会	大田 京子	東野 千奈美	福岡市南区野間 4 - 1 - 35 - 107	平成26年6月6日
自治を考える会	森田 正嗣	西村 欣範	太宰府市白川 9 - 15	平成26年6月17日
白石天一後援会	白石 天一	水岡 俊介	田川市大字夏吉194-17	平成26年6月10日
杉村明彦後援会	杉村 明彦	杉村 美奈子	嘉穂郡桂川町大字土師3522-43	平成26年6月16日
岳康宏後援会	岳 康宏	岳 テル子	福岡市中央区大名2-3-2-3 F	平成26年6月30日
田中天元後援会	田中 元一	坂本 昌隆	久留米市京町217-8	平成26年6月30日
のぶやす原口後援会	中島 信弘	原口 正生	久留米市津福本町2237-8	平成26年6月4日

原準一後援会	原 準一	福本 勇夫	鞍手郡小竹町大字赤地1170	平成26年6月6日
はらだ誠後援会	原田 誠	川口 春美	田川市大字奈良225-6	平成26年6月25日
ふかの良二後援会	深野 藤夫	藤浦 和年	朝倉郡筑前町依井1134-1	平成26年6月3日
藤川マサキヨ後援会	藤川 正恭	藤川 直紀	嘉穂郡桂川町大字土師1335	平成26年6月11日
ふじの哲司後援会	藤野 哲司	藤野 晴正	福岡市東区箱崎2-16-48	平成26年6月5日
松本世頭後援会	松本 世頭	松本 世頭	糟屋郡久山町大字山田2246-3	平成26年6月9日
森﨑巨樹後援会	森﨑 巨樹	森﨑 一誠	久留米市城島町浮島506	平成26年6月6日
矢野富士雄後援会	矢野 富士雄	矢野 佳代子	直方市日吉町 1 - 12	平成26年6月17日
吉野慎一後援会	吉野 慎一	庄内 正義	鞍手郡小竹町大字御徳691-1	平成26年6月6日

(17団体)

#### 福岡県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定に基づき、次の政治団体から 届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成26年9月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

受付期間 平成26年6月1日~6月30日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内	容	異動年月日	届出年月日	
政石団体の石物	共勤事項	新	IH	共勤平月日	田山平月 D	
自由民主党福岡市早良区支部	会計責任者	青柳 美奈	有安 剛	平成26年5月29日	平成26年6月5日	
民主党福岡県第8区総支部	主たる事務所の所在地	飯塚市若菜52-1	飯塚市新飯塚 4 - 18 U.B.I飯塚 ビル 3 F		平成26年 6 月25日	
	代表者	大久保 勉	山本 剛正	平成26年6月24日		
	公職の種類	参議院議員	衆議院議員			

(2団体)

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内	容	異動年月日	届出年月日	
		新	旧	共助平月日		

 $\langle 4$ 

15

大川三潴医師連盟	代表者	酒井 良	松本 英則	平成26年5月31日	平成26年6月6日	
八川二個区即建盟	会計責任者	宿里 芳孝	酒井 良	十八八20年3月31日	十成20年0月0日	
大牟田薬剤師連盟	主たる事務所の所在地	大牟田市旭町 3 - 3 - 3 オームタガーデンホテル 内M 2 F	大牟田市有明町一丁目3	平成26年4月1日	平成26年6月20日	
菊谷しげる後援会	主たる事務所の所在地	田川郡福智町上野3671- 3	田川郡福智町上野3843	平成26年3月10日	平成26年6月19日	
利宜しける依接云	会計責任者の氏名	菊谷 小夜子	木村 小夜子	平成26年3月3日	一 一	
北九州市薬剤師連盟	会計責任者	井上 孝人	稗田 保徳	平成26年6月21日	平成26年6月27日	
小島きよと後援会	会計責任者	小島 憲一	小島 良子	平成26年6月8日	平成26年6月12日	
田川医師連盟	会計責任者	藤下 敏	弓削 啓仁	平成26年5月28日	平成26年6月6日	
竹田照美後援会	主たる事務所の所在地	田川郡糸田町1870-75	田川郡糸田町4129-1	平成26年6月3日	平成26年6月10日	
戸畑薬剤師政治連盟	代表者	安田 和義	竹原 令宜	平成26年5月24日	平成26年6月4日	
中牟田伸二後援会	代表者	中牟田 伸二	白水 一眞	平成26年6月30日	平成26年6月30日	
Alebert Andrew CA Lot A	代表者	花田 加代子	花田 利和	平成26年1月20日	平成26年 6 月24日	
花田利和後援会	会計責任者	花田 加代子	花田 利和	十成20年1月20日		
福岡維新の会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区大名 2 - 12 - 18	福岡市中央区大名 1 - 3 - 5 ARKCUBE202	平成26年6月15日	平成26年6月17日	
福岡県商工政治連盟飯塚	代表者	横山 敏弘	岩下 三郎	平成25年6月1日	Tables to a Head	
市支部	会計責任者	大里 英幸	鬼丸 市朗	平成25年4月1日	平成26年6月26日	
福岡県商工政治連盟筑紫	代表者	藤木 繁尅	帆足 忠勝	平成25年 5 月22日	平成26年6月3日	
野市支部	会計責任者	熊川 謙一	藤木 繁尅	十成25平 5 月22日	十成20年6月3日	
福岡県商工政治連盟みや	代表者	大田黒 誠之	中原 巖	平成25年6月1日	平成26年6月20日	
ま支部	会計責任者	松尾 秀輝	久保田 義秋	十成25平6月1日	十成20年6月20日	
ふくおか市民政治ネット	代表者	倉掛 小竹	外井 京子	平成26年6月1日	亚市96年6月月日	
ワーク	会計責任者	水野 美由紀	上村 幸子	一一八八八十〇月1日	平成26年6月5日	
松尾まさひろ後援会	代表者	川口 龍二	松尾 昌弘	平成26年6月12日	平成26年6月12日	
八女筑後医師連盟	代表者	黒岩 光	植田 清一郎	平成26年6月13日	平成26年6月26日	

(17団体)

#### 福岡県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

受付期間 平成26年6月1日~6月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
太陽の党福岡県第四選挙区支部	平成26年6月12日	平成26年6月17日
(1団体)		

#### (政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
愛和党	平成25年12月1日	平成26年6月25日
荒牧基三後援会	平成26年5月20日	平成26年6月12日
伊東戦一郎後援会	平成25年4月7日	平成26年6月19日

江口よしあき後援会	平成25年12月31日	平成26年6月2日
21世紀豊前市民の会	平成26年6月18日	平成26年6月27日
花田利和後援会	平成26年1月20日	平成26年6月24日
藤川マサキヨ後援会	平成23年3月31日	平成26年6月11日
舛添清美後援会	平成25年12月28日	平成26年6月18日
松尾まさひろ後援会	平成26年6月12日	平成26年6月12日
松本世頭後援会	平成26年3月31日	平成26年6月9日
三原朝彦後援会	平成26年4月30日	平成26年6月3日
みやざき百合子後援会	平成26年6月18日	平成26年6月24日

(12団体)

#### 福岡県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定に基づき、次の公職の 候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次の とおり告示する。

平成26年9月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克 已

#### 受付期間 平成26年6月1日~6月30日

資金管理団体 指定の届出を した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
江口 善明	福岡県議会議員	江口よしあき後援会	久留米市荒木町荒木1634-2	江口 善明	平成26年5月30日	平成26年6月2日
大田 京子	福岡県議会議員	大田京子後援会	福岡市南区野間 4 - 1 - 35 - 107	大田 京子	平成26年6月6日	平成26年6月6日
杉村 明彦	桂川町議会議員	杉村明彦後援会	嘉穂郡桂川町大字土師3522-43	杉村 明彦	平成26年6月13日	平成26年6月16日
岳 康宏	福岡県議会議員	岳康宏後援会	福岡市中央区大名2-3-2-3F	岳 康宏	平成26年6月1日	平成26年6月30日
田中 元一	久留米市議会議員	田中天元後援会	久留米市京町217-8	田中 元一	平成26年6月27日	平成26年6月30日
中牟田 伸二	福岡県議会議員	中牟田伸二後援会	春日市昇町7-78-1	中牟田 伸二	平成26年6月30日	平成26年6月30日
藤野 哲司	福岡市議会議員	ふじの哲司後援会	福岡市東区箱崎 2 - 16 - 48	藤野 哲司	平成26年6月2日	平成26年6月5日

(7団体)

#### 福岡県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体届 出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する 平成26年9月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

受付期間 平成26年6月1日~6月30日

資金管理団体届出事項の異動	公職の種類	資金管理団体の名称	B 對車位	内 容		異動年月日	届出年月日
の届出をした者の氏名	公職の俚類	頁並目廷団体の石体	異動事項	新	IH	大 <u>新</u> 4月日	
西川 京子	衆議院議員	西川京子後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区馬借 2 - 6 - 6 - 308	北九州市小倉北区馬借2 -6-3	平成26年4月1日	平成26年6月3日

(1団体)

#### 福岡県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体指 定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成26年6月1日~6月30日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

平成26年9月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克 已

資金管理団体の指定の取消し の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
江口 善明	福岡県議会議員	江口よしあき後援会	江口 善明	平成25年12月31日	平成26年6月2日
釜井 健介	豊前市長	21世紀豊前市民の会	釜井 健介	平成26年6月18日	平成26年6月27日
宮﨑 百合子	うきは市議会議員	みやざき百合子後援会	宮﨑 百合子	平成26年6月18日	平成26年6月24日

(3団体)

#### (2) 法第19条第3項第2号による届出

代表者氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
花田 利和	宗像市議会議員	花田利和後援会	宗像市池田2329-2	平成26年6月24日

(1団体)

備考 花田利和後援会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は花田加代子である。

### 公安委員会

#### 福岡県公安委員会告示第238号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第1号 イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則( 平成6年国家公安委員会規則第3号)第10条第2項の規定により、次のように公示する

平成26年9月12日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の実施年月日時、場所等

日時	項	I	場所	審査種別
平成26年10月14日(火曜日) 午前9時00分から午後3時00 分まで		識	福岡市中央区天神四丁目4番27号	
平成26年10月15日(水曜日) 午前9時00分から午後5時00 分まで			天神第二ビル 福岡県指定自動車   学校協会 	
平成26年10月20日(月曜日) 午前9時00分から午後5時00 分まで	技	能	北九州市門司区大字畑120番地 アイルモータースクール門司	大大大普大中 型引二二種種 型引二二種種
平成26年10月21日(火曜日) 午前9時00分から午後5時00 分まで			福岡市西区姪の浜一丁目1番67号 姪浜ドライビングスクール	普 通二種

4 審査の申請手続等及び受付期間

#### (1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)、審査自動車を運転することができる運転免許証(仮運転免許証を除く。)の両面を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許及び中型免許	15,000円
普通免許	11,800円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,450円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,850円

- イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。
- ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。 郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して 82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。 なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還 は行わない。
- オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

#### (2) 受付期間

- ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成26年10月6日(月曜日)までの(福 岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する県の休日を除 く。)午前8時30分から午後5時15分までとする。
- イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成26年10月6日(月曜日)までの消印のあるものとする。

#### 5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運

19

転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証(仮運転免許証を除く。)を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

電話番号 092-566-2892

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係 郵便番号 811-1392 所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号